

令和 2 年 7 月 30 日
医師・看護師確保対策室

新型コロナウイルス感染症対応医療従事者等慰労金給付事業について

- ・厚生労働省からの情報を見て、思い込んでしまい、「もう申請を受け付けているのか」「申請書は何を使用すればいいのか」「国保連に申請すればいいのか」といった問合せが日々増加しています。
- ・県からの情報（7/28付け通知、HP掲載）を正確にご理解いただき、今後ご案内させていただくまで、もうしばらくお待ち願います。

奈良県からの情報、今後の予定

- ・9月上旬まで 申請等の受付・審査体制を整備中（委託業者選定、業者準備等）
- ・7月28日 各病院、病院協会、医師会、歯科医師会、看護協会、助産師会あて、事業概要（※別添チラシ）及び質疑応答集を送付し、申請先は国保連でないことを周知。また同日、県HPにも同内容を掲載。
- ・8月上旬 同団体あて、申請書等様式や申請手引き等を送付
- ・8月下旬 同団体あて、申請開始案内
- ・9月上旬 申請受付開始（→審査→交付決定）
- ・9月末以降 （審査等が終わり次第）順次、医療機関等へ支払い

間違わないでください！

厚生労働省からの情報

- ・都道府県により、国が示す標準的なモデル（国保連への業務委託を前提）を修正して事務を行う可能性があると断り書きした上で、
- ・標準的なモデル（国保連を経由した申請）を詳細に説明
- ・7月下旬頃から申請開始、8月下旬頃振込開始と明記

新型コロナウイルス感染症対応

い ら う き ん

医療従事者等

慰

労

金

給付

医療機関等で働く医療従事者や職員の皆さんに心からの感謝の気持ちとともに慰労金を給付します。医療機関等を通じた申請と給付にご協力をお願いします。

概要の内容

- ・新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、県から役割を設定された医療機関等に勤務し患者(※1)と接する医療従事者や職員(※2)に対し、慰労金として最大20万円を給付します。
- ・その他病院、診療所等に勤務し患者(※1)と接する医療従事者や職員(※2)にも、慰労金として5万円を給付します。

(※1) 患者とは、新型コロナウイルス感染症患者以外の疾病的患者も含みます。

(※2) 医療機関等に直接雇用される職員のほか、派遣労働者、委託業務受託者の従事者を含みます。

申請時において既に退職された職員も勤務条件を満たせば対象となります。

給付対象・給付金額

詳しくはこちらで確認

勤務
要件

新型コロナウイルス感染症患者の1例目発生日
(令和2年1月28日)から同年6月30日までに10日間以上勤務



奈良県 慰労金 医療分

検索

県から役割を設定された医療機関等に勤務し
患者と接する医療従事者や職員

実際に、新型コロナウイルス感染症患者に
診療等を行った医療機関等である場合

1人20万円*

* 実際に新型コロナウイルス感染症患者に初めて診療等を行った日以降に勤務していない場合には10万円

上記以外の場合

1人10万円

その他病院、診療所、訪問看護ステーション(医療みなし分)
助産所に勤務し患者と接する医療従事者や職員

1人 5万円**

** 実際に新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れている場合には20万円

「県から役割を設定された医療機関」とは、次のような医療機関等をいいます。

- ・感染症指定医療機関
- ・新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れる医療機関
- ・帰国者・接触者外来設置医療機関
- ・地域PCR検査センター
- ・軽症者宿泊療養施設

<お問合せ先>

厚生労働省医政局

新型コロナ緊急包括支援交付金コールセンター

03-3595-3317 (平日9:30~18:00)

奈良県医療政策局

医師・看護師確保対策室 医師対策係

0742-27-8644 (平日9:00~17:00)

慰

労

金

の申請手続方法

申請前に準備いただくこと

申請の手続

支給後

▼STEP1 自医療機関等の慰労金の基本的な金額を確認します。

- ・自医療機関等の慰労金の基本的な金額が、1人20万円、10万円、5万円のいずれであるかを確認します。

▼STEP2 慰労金の対象となる医療従事者や職員を特定します。

- ・患者に接する医療従事者や職員で、対象期間に10日間以上勤務した者を特定します。
- ・派遣労働者、業務委託受託者の従事者についても、派遣会社・受託会社と相談して対象となる業務に10日間以上勤務している者の一覧を提出してもらうなどにより、対象者を特定します。
- ・既に退職された職員についても、可能な範囲で対象者を特定します。

▼STEP3 特定した対象者から代理申請・受領委任状を集めます。

- ・STEP2で特定した対象者から「慰労金の代理申請・受領委任状」(所定様式)を集めます。
所定様式については、後日、奈良県ホームページ等でお知らせいたします。(以下同じ。)
- ・やむを得ない事情により個人で申請される方は、勤務していた医療機関等から「勤務証明書」を取得してください。

▲ 奈良県での
申請先は国保連で
はありません。

▼STEP4 申請書類等を作成します。

- ・申請書等(所定様式)を作成します。
医療機関等の申請と個人の申請で様式は異なります。

▼STEP5 申請書類等を 奈良県に 提出します。

- ・作成した申請書等を電子メール及び郵送(押印したもの)で提出します。
提出先や申請マニュアルについては、後日、奈良県ホームページ等でお知らせいたします。

▼STEP6 県が申請内容を確認後、慰労金を申請者に給付します。

- ・県が申請内容を確認後に給付を決定し、県から申請者に慰労金が振り込まれます。



個人申請の方は、STEP 6で終了。医療機関等申請の場合は、STEP 7へ。

▼STEP7 慰労金を医療従事者や職員等に支給します。

- ・対象となる医療従事者や職員に慰労金を支給します。
慰労金は非課税所得となりますので、源泉徴収を行わないよう注意してください。

▼STEP8 支給後、1か月以内を目処に県に実績報告を行います。

- ・慰労金の支給後、1か月以内を目処に、県に対して所定の様式により実績報告(対象者への振込記録、受領簿等が必要)を行います。
支出実績が交付額に満たなかった場合は、精算(返納)を行います。

☞ この他、Q&Aはホームページをご覧ください。

【申請する際のご注意】

事後的に申請内容に虚偽が明らかになった場合、重複支給が明らかになった場合には返納を求めることがありますのでご注意ください。特に悪質な場合は、刑事告発等の法的措置を行う可能性もありますのでご注意ください。



「慰労金」を装った詐欺にご注意ください。